

中新田保育所

運営事業者募集要項
〔 改訂版 〕

令和 4 年 1 0 月

加 美 町

目 次

1	事業実施の趣旨	1
2	移管する施設及び規模等	1
3	応募資格	1
4	中新田保育所の概要	3
5	土地・建物について	3
6	運営条件	4
7	公募に係るスケジュール	7
8	募集要項等の入手方法	8
9	施設見学会	8
10	質疑及び回答	9
11	応募事前通知書の提出	9
12	申請書類の提出	10
13	運営予定事業者の選定方法等	10
14	選定後の手続き等	11
15	その他	12
16	問合せ先及び書類の提出先	14

※ 今回の再募集にあたり、変更した点は、資料1「新旧対照表」を必ずご覧ください。

1 事業実施の趣旨

加美町は、保育サービスの充実と子育て環境をより一層推進していきながら行財政運営に必要な財源を確保するため、加美町中新田保育所（以下、「中新田保育所」という。）を民営化します。

このことから、民間事業者の柔軟な発想と対応、マネジメント力により、「魅力ある保育・幼児教育」を実現するため、現在の中新田保育所の運営を継承し、質の高いサービスを提供できること等を条件として、事業者から優良な提案を募集し、中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することとしました。

2 移管する施設及び規模等

本事業は、令和6年4月1日より中新田保育所を加美町から選定事業者に移管し、運営していただくものです。

（1）移管施設・規模及び運営概要

施設種別	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可保育所（私立）	
開設年月日 （事業者による 運営開始日）	令和6年4月1日	
定 員	150名程度（0歳児から5歳児まで） 年齢別定員：0歳児＝15名 1歳児＝24名 2歳児＝24名 3歳児＝29名 4歳児＝29名 5歳児＝29名	
開 所 日	月曜日から土曜日まで （祝祭日・年末年始12月29日から1月3日を除く）	
開所時間	基本開所時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	延長保育時間	午後6時00分～午後7時00分（1時間延長）
実施する 特別保育事業等	（1） 病後児保育 （2） 産休明け保育 （3） 延長保育 （4） 特別支援保育 （5） 地域子育て支援センター事業	

3 応募資格

次の要件のいずれも満たすものであることとします。

- （1）令和4年10月18日現在、認可保育所、認定こども園または幼稚園を運営していること。
- （2）児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営ができること。
- （3）社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令等を遵守できること。
- （4）社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、保育所を経営するために必要な経済的

基礎があることとし、応募締切日時時点で次のア、イの要件を満たすこと。

ア 保育所の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

イ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む応募者全体の財務内容について、債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっておらず、また、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(5) 児童福祉法第35条第5項第4号イからルに該当しないこと及び次のアからコのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が、刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは書類送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 法人又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 応募した時点で、労働社会保険諸法令を遵守している団体であること。

オ 法人又はその代表者が、児童福祉事業を行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。但し、法規違反の認定より3か月以内に改善されるなど改善意欲が確実に認められる場合は、審査会の意見を付して町長決定により、応募資格のない期間を「1年以上」まで短縮することができるものとする。

カ 法人又はその代表者が、指定暴力団の構成員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと）のほか、児童福祉施設の管理運営者としてふさわしくない者でないこと。

キ 法人又は法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者でないこと。

ク 法人又はその代表者が、法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、区市町村民税等の税金を滞納していないこと。

ケ 破産法、若しくは民事再生法の適用を受けているもの又は受けようとしているものでないこと。

コ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないものであること。

(6) 事業遂行できる十分な資力、信用、技術能力等を有し、安定的な運営ができること。

(7) 保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）、「保育所の設置認可等について」の一部改正について（平成26年12月12日雇児発1212第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の関係通知におい

て認可できる見込みがあること。

- (8) 本要項に定めるもののほか、本要項「6 中新田保育所の運営条件(1) 法令等の遵守について」に定める法令等における設置主体としての要件を満たすこと。

※ 応募後、上記(1)～(8)のいずれかを満たさなくなった場合も、応募資格を有しないものとし、応募は無効とする。また、本公募時点から運営開始までの間に上記法令等が改正された場合は、改正後の法令等の基準を満たすこととします。

4 中新田保育所の概要

(1) 現在の定員

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	18名	36名	36名	40名	40名	40名	210名

※ 民営化にあたり現在の定員から変更を行います。

(2) 所在地等

ア 所在地	加美町字雁原27番地5
イ 開設年月日	平成17年12月1日
ウ 延べ床面積	2,104.50㎡
エ 敷地面積	12,000.54㎡
オ 建設年	平成17年
カ 構造	木造平屋建て一部鉄筋コンクリート造

(3) 現在実施している特別保育事業

ア 一時預かり保育
イ 延長保育
ウ 体調不良児保育
エ 特別支援保育
オ 地域子育て支援センター事業

5 土地・建物について

(1) 土地

加美町が所有する土地を無償貸与します。ただし、関係法令により、加美町議会の議決等を経たうえで、無償で貸与することになります。

契約の相手方	加美町
契約内容	土地使用貸借契約
使用貸借期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
土地引渡予定日	令和6年4月1日

(2) 建物等

加美町が所有する本件建物、工作物、立木を現状のまま無償譲渡します。ただし、関係法令により、加美町議会の議決等を経たうえで、無償で譲渡することになります。譲渡契約

締結後、建物の所有権移転登記を町が実施いたします。なお、登記にかかる費用は事業者の負担となります。

※施設修繕について

移管前は必要な施設修繕を町が行います。なお、移管後3年間は、事業者が国の交付金等を活用して修理・整備等を行う場合、町は事業者負担分に対して補助率を協議のうえ、予算の範囲内で補助します。（資料2「中新田保育所民営化における施設整備の考え方」をご参照願います）

契約の相手方	加美町
契約内容	建物等譲渡契約
建物引渡予定日	令和6年4月1日

6 運営条件

（1）法令等の遵守について

運営に際しては、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいた保育を実践してください。また、それら法令等が改正された場合は、改正後の法令等を遵守してください。

（2）引継ぎ、合同保育の実施について

運営移管後に、保育士等の入れ替わりによる児童への影響を最小限にすることや、保育内容等を円滑に引き継ぐことを目的に、移行期間前において在籍する町の保育士と事業者側の保育士との間において、保育の引継ぎ及び合同での保育を行う期間を設けます。

ア 実施期間（予定）

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの半年間とします。その間、保護者説明会を適宜開催してください。

イ 引継ぎ内容

中新田保育所において実施していただく引継ぎ内容は下表のとおりです。

引継ぎに関する詳細な事項は、別途、町と十分協議した上で行ってください。

期間（予定）	職 種	頻度	内 容
令和5年10月 ～12月	・園長予定者 ・主任保育士予定者 ・事務職員	週2日	・園行事や園運営の引継ぎ
令和6年1月 ～2月	・園長予定者 ・主任保育士予定者 ・事務職員	週5日	・保育（全保育実施日）

令和 6 年 3 月～	・ 令和 6 年 4 月 1 日 から勤務する職員 (保育士・調理員 予定者等) のほぼ 全員	週 5 日	・ 事業者職員が主となり保育を進めていく。 ・ 2 月、3 月には新旧クラス担任による「個人面談」「クラス別保護者会」等を実施。 ・ 4 月からの保育に支障がないよう、円滑な引継ぎを実施する。
令和 6 年 4 月～	事業者による運営開始		

ウ 引継ぎに伴う費用負担等について

引継ぎ及び合同保育については、町と事業者が引継ぎに関する協定を締結し、その費用は町の予算の範囲内において町が負担します。(別紙 1 及び別紙 2 参照)

(3) 施設利用者の個人情報の取扱いについて

取り扱いは十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、そのほか適切な管理に努め、個人情報保護のための必要な規定の整備、職員教育など、必要な措置を講じてください。

(4) 給食

園内調理とし、食材購入や調理方法等について、現状を引継ぐように努めてください。食事等は、個人の発育状況、摂取状況(アレルギーへの対応を含む)などに合わせて提供してください。

(5) 運営費の補助

保育所運営にあたっては、子ども・子育て支援新制度における委託費(施設型給付と利用者負担の合計額)に加え、「加美町特別支援保育事業補助金」に基づく助成を行います。ただし、同交付要綱に基づく助成は町の独自補助であるため、交付された補助金は原則として当該園で指定された目的のために支出されるものであることをご理解ください。また、今後の制度見直し等により、本助成の内容が変更となる可能性もございます。

(6) 費用負担

制服や体操着など、園指定の衣服等極力、実費徴収を伴わない保育所運営を心がけ、やむを得ず実費徴収を行う場合は、三者(保護者・事業者・町)で協議のうえ、承認を得てください。

(7) 職員等

ア 職員配置の際には、児童福祉法第 45 条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を遵守してください。

- ① 園長(専任)
- ② 主任保育士
- ③ 保育士

- ④ 栄養士（調理業務の従事を含む）
- ⑤ 調理員
- ⑥ 嘱託医
- ⑦ 嘱託歯科医
- ⑧ その他、病後児保育、特別支援保育に従事する専門職員

なお、園長は管理職の資質・能力及び経験を有する者、主任保育士は認可保育所・認定こども園において5年以上の勤務経験（クラス担任、保育計画策定の経験を含む）を有する者を配置してください。

また、保育士の配置についてはバランスのとれた年齢構成となるよう配慮してください。

イ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけてください。

ウ 職員の資質や専門性の向上のため、積極的に研修等に参加させてください。

エ 園長は、提案書提出締切日時点で、専任かつほかの施設と兼務しない者で、管理職の資質・能力及び経験を有すること。なお、事業者において園長予定者を選任できない場合は、町から紹介することができます。町からの派遣ではありませんので事業者 に直接雇用していただくことになります。

オ 職員と園児の関係に配慮し、運営開始後3年間は園長の交代は行わないよう努めてください。

カ その他、必要な事項については町と協議してください。

（8）三者協議会の設置

民営化にあたっては、円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係構築のため、保護者、移管事業者、町で構成する三者協議会を設置し、丁寧な説明を行うとともに、民営化に伴う調整事項について合意形成を図ってください。また、当該協議会で出された意見・要望については、誠意をもって対応してください。

（9）実施していただく特別保育事業

- ア 病後児保育
- イ 産休明け保育
- ウ 延長保育
- エ 特別支援保育
- オ 地域子育て支援センター事業

（10）第三者評価の受審

ア 新設園の移管後3年間は毎年受審し、結果を公表してください。それ以降も少なくとも3年ごとに第三者評価をし、結果を公表してください。（現在の受審の有無は不問）

イ 受審に際しては、宮城県が認証した評価機関に依頼してください。

(1 1) 教育・保育の「質」の向上について

加美町中新田保育所民営化ガイドラインに沿った教育・保育を進めてください。また、保育の質向上のため町や宮城県保育協議会等が主催する研修等に積極的に参加してください。

(1 2) 施設名称について

施設の名称については、以下を遵守してください。

ア すでに町内や近隣自治体にある既設の保育所と類似する名称、同音異字の名称は避けてください。

イ 施設名称の決定にあたっては、町と書面にて協議を行うとともに町の方針に従ってください。

(1 3) 保護者の送迎について

保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

(1 4) 入園手続

保育所の入園事務手続は、別途町が各保育施設に依頼する内容を遵守してください。

(1 5) 会計年度任用職員の雇用について

中新田保育所に勤務している会計年度任用職員（臨時保育士等）で、民営化後も同園に勤務することを希望する者については、積極的な採用に努め、勤務条件等については配慮してください。

7 公募に係るスケジュール（予定）

項 目	日 程
公募開始・募集要項の発表	広報かみまち令和4年11月1日号 ・施設見学会の案内を掲載 令和4年10月18日（火）加美町公式ホームページ ・募集要項を掲載、施設見学会の案内掲載
施設見学会の開催	令和4年10月26日（水）午前10時から ※申込締切：令和4年10月25日（火）正午
質問票の受付期間	令和4年10月26日（水）～28日（金）正午
質問に対する回答	令和4年11月 1日（火） 加美町公式ホームページ
応募事前通知書の受付期間	令和4年11月 4日（金）～16日（水）正午
応募申請書提出期限	令和4年12月15日（木）正午

第1次審査選定委員会	令和5年1月 5日（木） 書類審査等
第2次審査選定委員会	令和5年1月15日（日） プレゼンテーション実施後、事業者・園長予定者ヒアリング ※公開ヒアリングを実施する。
運営予定事業者の公表	令和5年1月中旬～下旬 加美町公式ホームページ ・運営予定事業者を掲載 選定委員会において運営予定事業者を決定いたしますが、財産処分に関する議会の承認が必要になります。

8 募集要項等の入手方法

（1）募集要項の入手方法

加美町公式ホームページからダウンロード

（2）メールで配布する資料

以下の資料は希望者にのみメールで配布します。希望される方は P14 の「16 問い合わせ先及び書類の提出先」をご参照のうえ、メールでご連絡願います。

ア 中新田保育所の概要（施設の概要、保育理念・方針など）

イ 施設の図面（平面図）

9 施設見学会

（1）日 時

令和4年10月26日（水）10時

※ 参加事業者多数の場合、同日に複数回に分け見学会を開催させていただく場合がございますのでご了承ください。

（2）場 所

中新田保育所

（3）対 象

応募資格のある事業者

（4）申込方式

様式1「施設見学会申込書」に必要事項を記載のうえ、メールで送信してください。（送信後は、必ず電話での受信確認をお願いします。）

（5）申込締切

令和4年10月25日（火）正午

(6) 施設見学会に参加されない事業者へ

施設見学会に参加されなくても応募は可能です。質問がありましたら、以下の「10 質疑及び回答」に沿ってメールでご提出願います。

10 質疑及び回答

(1) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票^{様式2}」に記載の上、メールにより送付してください。これ以外の方法（電話、訪問等）による質問はご遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期間

令和4年10月26日（水）から28日（金）正午

イ 提出方法

メールにて送付してください。（送信後は、必ず電話での受信確認をお願いします。）

メールを送付される際には、件名を「中新田保育所運営事業者募集質問票（事業者名）」に統一してください。

(3) 回答の方法

令和4年11月1日（火）頃を目処に、受け付けた質疑に対する回答書を町ホームページに掲載します。なお回答書は、募集要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとします。

11 応募事前通知書の提出

本公募への申込を検討している事業者は、次により事前応募通知書を提出してください。応募書類の作成に必要な「エントリー記号」を事前応募通知書提出期限日以降にお知らせします。

(1) 提出書類

応募事前通知書^{様式3}

(2) 提出期間

令和4年11月4日（金）から11月16日（水）正午

※メールにて提出してください。メール送信後は、受信確認のため必ず電話連絡してください。

1 2 申請書類の提出

応募事前通知書を提出し、本公募への申込を希望する事業者は、**別紙 3**に定める書類を提出してください。町にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募がなかったものとみなします。また、受付期間内に応募事前通知書を提出していない事業者は申込みできません。

原則として、提出締切日以降の申請書類の追加および差替えは認められません。ただし、町が必要と認める場合についてはこの限りではありません。

※ 応募事業者以外の方からの問い合わせにはお答えいたしかねますので予めご了承ください。

(1) 提出書類及び提出書類作成方法

提出書類及び提出書類の作成方法については、**別紙 3**を参照してください。

(2) 提出期限

財務資料、提案書、資料編の正本及び提案書、資料編の副本各 1 部

…令和 4 年 1 2 月 1 5 日（木）正午

※郵便または宅配便による場合は、上記日時まで必着とします。

1 3 運営予定事業者の選定方法等

運営予定事業者は、加美町中新田保育所管理運営事業者審査選定委員会において選定します。

(1) 選定基準

運営予定事業者を選定する基準は、以下の「第一次選定基準」及び「第二次選定基準」のとおりです。選定基準は、子ども施設の目的を最も効果的に実現することができる運営予定事業者を選定する観点から定めています。

ア 第一次選定基準

- (ア) 事業計画・保育園運営
- (イ) 保育サービス
- (ウ) 職員管理
- (エ) 危機管理
- (オ) 園児の健康管理
- (カ) 経営の安定性

イ 第二次選定基準

- (ア) 施設運営の取り組み、姿勢
- (イ) 保育・教育の取り組みの実行性
- (ウ) 人材の確保・育成及び職員の管理の実行性
- (エ) 危機管理対応の実行性
- (オ) 園長の適性や姿勢
- (カ) 既存運営施設調査

(2) 選定方法

ア 第一次選定（書類審査等）

選定基準に基づき提案書による書類審査、調査を参考にした審査を行い、第二次選定の対象事業者を選定します。

※ 選定予定日 令和5年1月5日（木）

イ 第二次選定（公開プレゼンテーション等）

応募提案書類をもとに、事業者からのプレゼンテーション（15分以内）を実施後、事業者・園長予定者へのヒアリング（15分程度）等の審査を行い、選定基準に基づき評価します。ヒアリングには園長予定者及び事業者責任者のほか、担当職員等の計3名以内とし、応募者から委託などをされたコンサルタント等の事業者の出席は認めません。なお、ヒアリングの内容については提出書類による提案と同一のものとし、運営予定事業者として選定された場合には確実に履行してください。

※ 選定予定日 令和5年1月15日（日）

(3) 運営予定事業者の決定

選定委員会での審査結果をもとに、総合得点の一番高かった事業者を運営予定事業者として選定します。

運営予定事業者については、選定委員会において決定いたしますが、議会の承認が必要になります。

(4) 選定結果の通知

選定結果の通知は、応募のあった事業者すべてに文書にて通知します。

(5) 選定委員会による運営予定事業者への付帯事項の取扱いについて

選定結果通知において、付帯事項付で運営予定事業者となる場合、この付帯事項は提案書における提案内容と同等のものとしますので、付帯事項を履行しなかった場合は、選定結果及び運営予定事業者の決定を取り消すことがあります。

(6) 選定結果等の公表

選定委員会の選定結果については、運営予定事業者のみ事業者名と評価点数を公表し、その他については、評価点数のみの公表とします。

1.4 選定後の手続き等

(1) 移管及び運営に関する基本協定の締結

運営予定事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくため、町と運営予定事業者との間で移管に関する基本協定^{別紙4}及び引継ぎに関する協定^{別紙5}を締結していただき、遵守していただきます。また、保育所開設前には提案内容の確実な履行を確保するために、運営に関する基本協定^{別紙6}を締結いただき、遵守していただきます。

(2) 土地及び建物に関する契約の締結

P3「5 土地・建物について」に記載のとおり、加美町議会の議決等を経た後に土地使用の貸借契約[別紙7]及び建物等の譲渡契約[別紙8]を締結いたします。また、令和6年3月31日現在に存する工作物及び物品等については、現状のまま加美町から無償譲渡を行います。

(3) 運営予定事業者の地位について

- ① 運営予定事業者の選定後、移管に関する基本協定の締結など順次移管の手続きを行います。ただし、土地の無償貸与及び建物の無償譲渡について、運営予定事業者の選定後に加美町議会の議決が必要となります。加美町議会の議決が得られなかった場合は、運営予定事業者の決定を取り消す場合があります。
- ② 運営予定事業者への土地の無償貸与、建物の無償譲渡について加美町議会の議決を得た後、運営事業者として決定し、引継ぎに関する協定、運営に関する協定書を締結します。
- ③ 運営に関する基本協定を締結する間、この要項に定める移管条件、方法等を遵守されない場合、又は移管に関する基本協定及び引継ぎに関する協定が合意に至らない場合には、運営予定事業者としての決定を取り消すことがあります。
- ④ ①や③による運営予定事業者の決定の取り消しがあつた場合、移管や引継ぎに伴い発生した経費等については加美町へ請求できません。

15 その他

(1) 事業の廃止・休止

事業の移管後、事業者が事業を廃止・休止しようとする時は、決定前に町との事前協議を行い、在園児や利用希望者へ支障がないようにしてください。詳細については運営に関する基本協定で定めます。

(2) 追加資料の提出等

町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め又はヒアリングを行います。

(3) 園長予定者

・園長予定者を選任できる場合

園長予定者が別の保育施設の園長予定者として内定している場合または他の募集に園長予定者として応募中である場合、もしくは他の募集に園長予定者として応募を予定している場合は、本募集への応募は不可とします。なお、運営予定事業者が決定した後の園長予定者の変更は原則として認めません。

・園長予定者を選任できない場合

町から紹介することができます。なお、町からの派遣ではありませんので、事業者に直接雇用していただくことになります。

(4) 応募者が運営する同一又は類似施設の調査

町が必要と認める場合は、応募者が運営する同一又は類似施設等の調査を行います。
調査施設及び調査時期は町から連絡します。

(5) 知的財産権等

提案書の知的財産権は応募者に帰属します。ただし、加美町議会への報告等必要な場合には、以下のとおり応募書類の内容を町は無償で利用できるものとしますので、予めご了承ください。なお、提案書は原則として返却できませんが、本要項に定める提出書類以外のものが提出された場合には、当該書類を返却する場合があります。

【公表させていただく主な内容】

ア 施設の概要

- ・所在地
- ・施設規模等（構造、延床面積）

イ 運営予定事業者の概要

- ・団体名（代表者）
- ・主たる事務所の所在地
- ・設立年月日
- ・資本金
- ・事業概要
- ・役員及び評議員
- ・他自治体での運営実績

ウ 保育所運営方針及び収支計画の概要

- ・保育所運営方針の概要（保育方針、理念等）
- ・収支計画の概要（収入（補助金等）および支出（人件費、管理費、事業費等）の金額）

エ 職員の平均勤続年数及び平均給与

(6) 情報の公開

加美町情報公開条例に基づき、資料の要求や情報の開示の依頼があった場合、個人情報に該当するもの及び事業者の権利利益を明らかに侵害するものを除き、応募の際の各提出書類及び審査に係る財務状況調査結果表を原則開示します。

(7) 応募者名の公表

応募者名は公表しません。

(8) 選定委員との接触の禁止

選定委員会の委員に対して、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、選定の決定を取り消します。

(9) 事実相反

提出書類の内容に事実と反する記載があった場合及び募集要項や提案書に記載された内容を履行しなかった場合は、選定の決定を取り消すことがあります。

(10) 応募にかかる費用負担

本公募への応募にかかる費用は、計画書の提出・未提出、提出した計画の採用・不採用に関係なく、一切を応募者の負担とします。

(11) 応募に関して提供を受けた情報及び資料等の取扱い

施設見学会で知り得た情報及び町が提供する資料について、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、当該検討の目的の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示したりすることを禁じます。

16 問い合わせ先及び書類の提出先

〒981-4252

加美町字西田四番7番地1

加美町子育て支援室 中新田保育所民営化担当

TEL 0229-63-7870 直通

FAX 0229-63-7873

E-mail kosodateshien@town.kami.miyagi.jp